

生物多様性プロジェクトの森林計画への位置づけ及びそれに係る工程表について(案)

資料-2

| 経常・変更別 | 平成19年10月 | | | 11月 | | | 12月 | | | 平成20年1月 | | | 2月 | | | 3月 | | |
|---|--|----|----|-----|----|----|-----|----|----|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| 経常計画 後志胆振 森林計画区 (ほかに、 石狩空知、 上川北部 がある) | [生物多様性プロジェクトの森林計画への位置づけの基本的考え方] 森林・林業基本計画において、生物多様性の保全に対するニーズにも的確に応えて、優れた自然環境を有する森林の維持管理等を推進することが、重点的に取り組むべき事項の一つとされたところである。 それに即して立てられる地域レベルの「国有林の地域別の森林計画」(以下「地域別」という。)、 「地域管理経営計画」(以下「地管」という。)及び「国有林野施業実施計画」(以下「施実」という。)において、北海道森林管理局としての森林の整備及び保全の方向並びに管理経営の方向として、後志胆振森林計画区においては、「生物多様性の確保に資する『北限のブナ復元』の取組の推進」の項目を明記するものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域別(案)の作成 → 関係機関との事前協議 → 公告縦覧(11月上旬～12月上旬) → 国民からの意見処理 関係機関等からの意見聴取 → 懇談会委員からの意見聴取 → 意見の処理及び計画の樹立・公表 関係機関等の長に通知 「森林の整備及び保全に関する基本的な事項、及び造林面積その他造林に関する事項等に、国民の参加も得てブナ復元の取組を進めていくこと、必要な施業、モニタリング・検証を実施していくこと等を記述。また、渡島半島一帯がブナ、ヒバの北限地域となっていることを踏まえ、天然林の伐採は計画しないことを記述。 (案)の検討(署等との調整) → 地管及び施実(案)の作成 → 関係機関との事前協議 → 公告縦覧(1月下旬～2月下旬) → 国民からの意見処理 関係機関等からの意見聴取 → 懇談会の開催 → 計画の策定・公表 関係機関等の長に通知 地管の「国有林野の管理経営に関する事項、及び「国有林野の維持及び保存に関する事項」に、地域別に即しブナ復元の取組を推進していくことに加え、位置、取組の概要等を記述。また、更新計画等を位置づける必要があれば、施実にも計上。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変更計画 留日十 渡島檜山 森林計画区 | [変更計画に位置づけるに当たっての基本的考え方] 1 留萌:対象エリア、事業の内容等が固まりつつあることから、「生物多様性の確保に資する」にしんの森再生」の取組の推進」の項目を明記。 2 日高:調査物に組み直すこととしているが、その前提は保護林や緑の回廊の設定等の必要性を検討するものであることから、「生物多様性の確保に資する取組の検討」の項目を明記し、北海道森林管理局としての意志を明確化。 3 十勝:日高と同じ。 4 渡島檜山:島嶼域(奥尻島)の天然林、渡島半島一帯がブナ、ヒバの北限地域となっていることを踏まえ、現行計画に計上しているブナ等天然林の伐採を取り止めることとして変更する考えであり、その際、日高同様に項目を明記する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 署長意見書の提出 → 変更(案)の検討(署等との調整) → 地域別変更(案)の作成 地管及び施実変更(案)の作成 → 計画への具体的な位置づけは、留萌については後志胆振と同じ。日高、十勝については、保護林等の設定等の必要性を検討するため調査を実施していく旨記述。 [以降、経常計画と同じ] | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注)表中の「懇談会(委員)」とは、「地域管理経営計画等に関する懇談会(委員)」のことであり、計画(案)について学識経験者から意見を聴くため設置しているもの。